明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（財務九六）　一
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三九）　七
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（農林水産七一）　八
○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業六七）　九
〔告　示〕
○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を定める件（特定個人情報保護委六）　一〇
○個人企業経済調査の平成二十七年度調査地域を定める件（総務四三六）　一二
○児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（厚生労働四七五）　三〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一九四一）　五五
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一九四二）　五五
○肥料の登録を失効した件（同一九四三）　五五
○生産動態統計調査票の様式を定める件の一部を改正する件（経済産業二五二）　五六
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　五六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法関係　九九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一〇〇
会社その他
会社決算公告

省令

○財務省令第九十六号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三条第一項（同項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）、同法附則第二十二条第一項（同項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）及び同法附則第三十一条第一項の規定により徴収する徴収金（納付義務者が同法附則第八十二条第二項の規定によりみなして適用する厚生年金保険法第八十三条の二の承認を受けて納付する徴収金を除く。）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項（同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により徴収する加算金（納付義務者が同法附則第八十二条第二項の規定によりみなして適用する厚生年金保険法第八十三条の二の承認を受けて納期限までに納付する加算金を除く。）に係る納入告知書及び納付書　別紙第四号の四の二書式